

母子父子家庭等医療費受給者証を申請された方へ

1. 次の場合は届出が必要です

◆子育て支援課(東館2階⑱番窓口)へ届出 ※一部郵送申請可となる手続きがあるのでお問い合わせください。

あなたが	<ul style="list-style-type: none"> ★子どもさんの面倒をみなくなったとき ★結婚・事実上の婚姻があるとき(受給理由が死別・離別・未婚の方) ★所得の修正申告をしたとき 	<p><手続きに必要なもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎健康保険証(本人と児童のもの) ◎母子父子家庭等医療費受給者証 ◎その他 <ul style="list-style-type: none"> ・市内転居の場合は、新居の家屋名義が確認できるもの(賃貸契約書など) ・市外転出の場合は、転出証明書 ・施設入所・生活保護開始の場合は、その日付のわかるもの
あなたや子どもさんが	<ul style="list-style-type: none"> ★市内で住所を変更したとき ★市外に転出するとき ★健康保険証の種類、記号番号、名称などに変更があったとき ★氏名を変更したとき ★生活保護受給者になったとき ★施設に入所したとき ★障害者医療費助成など、他の医療費助成を受けるようになったとき 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ★ひとり親の手当が受けられなくなったとき(受けられるようになったとき) ★受給者が死亡したとき ★その他、受給要件に該当しなくなったとき 	

※ひとり親の手当(児童扶養手当、県遺児手当、市母子父子福祉手当)が喪失となるような異動があったときは受給者証を使用しないでください。手続きが遅れても、資格がなくなった日以降に使用したときは、医療費を返還していただきます。

◎第三者行為による傷病の届出について

交通事故など、第三者の行為によってけがなどをして、病院などで健康保険証と受給者証を使ったときは、必ず届け出てください。

◎高額療養費の返還について

豊橋市国民健康保険以外の健康保険(社会保険、健康保険組合、共済組合など)に加入している方で、高額療養費を受けとったときは、その高額療養費を豊橋市に返還していただくことがあります。該当者には通知します。

2. 保険者への届出について

加入保険が健康保険組合または共済組合の方は、それぞれの健康保険組合または共済組合に、受給者証を使うことを届出てください。

3. 受給者証の更新

毎年、11月1日から受給者証が切り替わります。更新についてのお知らせは7月下旬に送付しますので、必ずご確認ください。養育状況や所得などを確認して、審査をします。

審査により更新できる方には、10月下旬に11月1日以降の受給者証を郵送します。

4. 未就学児童がいる場合

未就学児は子ども医療費受給者証を使用していますが、小学校に入るときに、母子父子家庭等医療費受給者証への切り替え手続きが必要です。その時期になると、案内が届きますので必ず手続きしてください。

[問い合わせ先・申請窓口] 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所
子育て支援課 こども給付グループ (東館2階 ⑱番窓口 Tel: 51-2335)